

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県御殿場市萩原54番地の8

氏 名 嶽下産業 株式会社
代表取締役 嶽下 宏之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 平成28年 9月10日

許可の有効年月日 平成33年 9月 9日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、ばいじん
以上 9品目

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含む）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（廃蛍光管に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
以上 3品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

別に記載のとおり

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

<積替え又は保管を行う場所の所在地>

: 静岡県駿東郡小山町新柴字茂尻場 8 3 1 番地の 6

<面積>: 6.72 m²

<産業廃棄物の種類>

- ・廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・金属くず（廃蛍光管に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

<積替えのための保管上限> : 3.12 m³

<積み上げることができる高さ> : -

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3 年 9 月 10 日	新規許可
平成 8 年 9 月 10 日	更新許可
平成 13 年 9 月 10 日	更新許可
平成 18 年 9 月 27 日	更新許可
平成 23 年 9 月 10 日	更新許可
平成 29 年 1 月 13 日	更新許可
平成 30 年 10 月 30 日	変更許可

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。